

薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十五の二</p> <p>（二E）―N―〔四―（三）クロロ―四―フルオ ロアニリノ〕―七―〔（三S）―オキソラン―三―イル〕 オキシ〕キナゾリン―六―イル〕―四―（ジメチルアミノ） ブターニ―エナミド（別名アフアチニブ）、その塩類及びそ れらの製剤</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>（新設）</p>

二十五の三〜二十五の八 (略)

二十六〜二十六の三十四 (略)

二十六の三十五 N―(四・六―ジアミノ―ニ―(二―
―フルオロフェニル)メチル)―H―ピラゾロ〔三・四―
b〕ピリジン―三―イル)ピリミジン―五―イル)―N―メ
チルカルバミン酸メチル(別名リオシグアト)及びその製剤

二十七〜九十六の二十三 (略)

九十六の二十四 ブレンツキシマブ ベトチン及びその製剤

九十七 (略)

九十七の二 (ニS)―四・四―(プロパン―二・二―ジイル
)ビス(ピペラジン―二・六―ジオン)(別名デクスラゾキ
サン)及びその製剤

九十八〜百三十六 (略)

二十五の二〜二十五の七 (略)

二十六〜二十六の三十四 (略)

(新設)

二十七〜九十六の二十三 (略)

(新設)

九十七 (略)

(新設)

九十八〜百三十六 (略)